

インボイス制度 個別相談会開催のご案内

2023年10月から適格請求書等保存方式（インボイス）制度が導入されます。最近、「インボイスってなに?」「登録しなくちゃいけないの?」「登録しないとどうなるの?」との声を多くいただきます。

この制度内容を知らずに今まで通りの取引、帳簿記録を行うと収める消費税の額が増えてしまう恐れがあります。

また消費税を免除されている事業者も無関係ではありません。

この機会に「いままでとの手続きの違い」、「事前登録方法（事前準備）」、「事業者が気を付けるべきポイント」を学びましょう!!

【日 時】 8月22日(月)、23日(火)、24日(水)
10:00~16:00

【会 場】 行方市商工会会議室/行方市麻生 1222-1

【講 師】 船見雅志税理士事務所 税理士 船見雅志 氏

【申込み締切】 8月17日(水)

【問合せ先】 行方市商工会 今村・塚本 まで
TEL: 0299-72-0520/FAX: 0299-72-0634

「インボイス個別相談会」予約申込書

行方市商工会行：FAX：72-0634

事業所名		TEL	
代表者名		FAX	
ご希望の日にち、時間帯に○をつけてください。			
① 8月22日(月) ② 8月23日(火) ③ 8月24日(水)			
① 10:00 ② 11:00 ③ 13:00 ④ 14:00 ⑤ 15:00 ⑥ 16:00			

*相談希望時間は、お申し込み後、調整させていただく場合があります。

*ご記入頂いた情報は、本件の目的以外に使用することはありません。